

独立監査人の監査報告書

平成 30 年 6 月 11 日

国立大学法人広島大学
学長 越智 光夫 殿

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高山板三

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

前田 貴史

〈財務諸表監查〉

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成29年4月1日から平成30年3月31までの第14期事業年度の利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。)について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が
（参考）
内部統制を整備して運用するこれが今後は

△主略本の書は

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得て、監査証明書を簽定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は

監査においては、財務諸表の全額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施され、監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため

監查意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

当監査法人は、準用通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第14期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法
トハ、第10期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第10期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する当戸の責任

正しく示す事業報告書を作成する。と並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

(1) 事業報告書（第10期事業年度以降の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人広島

(3) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上